

地域創生総合支援事業（サポート事業） 「市町村枠」について

1 事業概要

1 実施主体

- (1) 市町村枠
 - 市町村
- (2) (新) 市町村枠（広域連携・共創事業）
複数市町村の連携体（複数市町村のみで構成する協議会、広域連合及び一部事務組合）

2 対象区域

全ての市町村の区域

3 対象事業

東日本大震災・原子力災害からの復興と急激な人口減少の克服を目指す「福島ならではの地方創生」に資する事業であって、具体的な効果が見込める事業

- ※1 国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業を対象とします。
- ※2 一過性のものではなく継続的に取り組む事業とし、原則として、市町村が策定する総合戦略に位置付けられた事業を対象とします。
- ※3 廃校・空き家等を活用する場合を除き、インフラ施設等の整備・改修を目的とした事業は対象外です。
- ※4 広域連携・共創事業では、多様な主体との共創を必須要件とします。
- ※5 制度見直しに伴い、令和7年度採択事業のうち、市町村枠（広域連携・共創事業）の要件を満たさない事業については、令和9年度もしくは継続3年目に達する年度のうちいずれか早い時期までは申請を可能とします。その場合、補助率は4／5以内、補助限度額は1,000万円となります。

＜対象外経費について＞

次に掲げるものに該当する経費は補助対象外ですので留意してください。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 人件費（臨時に雇用される者の賃金を除く）
- (5) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- (6) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (8) 敷金等の後日返金される経費
- (9) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

4 補助率

(1) 市町村枠：3／4以内

(福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領2(2)に規定する特定過疎地域は4／5以内)

(2) (新) 市町村枠(広域連携・共創事業)

①連携市町村数3団体以上の場合：4／5以内

②連携市町村数5団体以上の場合：9／10以内

※上記3対象事業※5の経過措置を適用する場合は4／5以内

5 補助限度額

(1) 市町村枠：1,000万円

(2) (新) 市町村枠(広域連携・共創事業)

①連携市町村数3団体以上の場合：1,500万円

②連携市町村数5団体以上の場合：2,000万円

※上記3対象事業※5の経過措置を適用する場合は1,000万円

6 事業実施期間

原則1年

※明確な事業計画のある発展的な事業等については3か年を限度に継続を認める。

<市町村枠における健康関連事業について>

東日本大震災等を背景とした健康課題(※)の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業については、「健康関連事業」として国費(被災者支援総合交付金)を充当し、従来の市町村枠事業とは別立てで実施できるものとします。

※ 健康課題に対し本事業が掲げる健康指標は以下のとおり

① 脳血管疾患死亡率の減少

② 心疾患死亡率の減少

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合の減少

■ 対象事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

<対象外経費について>

次に掲げるものに該当する経費は、健康関連事業の財源である被災者支援総合交付金の交付対象外となることから、対象経費に含めないよう留意してください。

(1) 工事請負費

(2) 食糧費

(3) 備品購入費及び消耗品費(汎用性が高く、かつ、1年以上にわたり形状をえずいに繰り返し使用できるもの)

※自治体の財務規則等で定義する消耗品費とは異なります。過去には書籍や体温計なども対象外となつたことがあるため、特に留意してください。

(4) 個人給付と認められる経費(参加者への交通費支給、参加者への記念品代、お土産代及び賞品代並びに打ち上げ等の飲食代(弁当代、酒代)等)

■ 補助限度額

500万円

■ その他要件等は、従来の市町村枠事業と同様ですが、上記健康課題を意識した事業構築をお願いします。

2 その他

- 申請状況によっては、予算の範囲内において補助額を減額する場合があります。
- 事業の決定（採択）状況に応じて、予算の範囲内において再募集を行う場合があります。
- 令和8年度事業は、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに決定するものです。
- 本制度では、単なる財源振替にあたる補助を認めていないため、既に市町村等において別財源等で取り組まれた実績のある事業や回数を重ねている事業については、新たにステップアップしていると判断できない場合、補助の対象外となるため留意願います。

3 Q&A

Q 1) 複数事業の申請は可能か。

A 1) 1市町村当たり1事業とは限らないが、2事業目の採択の優先順位は他市町村1事業目より下位となり、3事業以上の申請は不可とする（市町村間の均衡を図るため）。

なお、市町村としての上限は補助限度額とする。

Q 2) 従来の市町村枠事業と健康関連事業の両方を行いたい場合、補助限度額は。

A 2) 補助限度額については、従来の市町村枠事業が1,000万円、健康関連事業が500万円であり、合計で最大1,500万円となる。

当然ながら、従来の市町村枠事業のみ実施であれば、補助限度額は1,000万円となる。

Q 3) 対象事業から「一過性のもの」は除くとあるが、例えばイベントのようなものは補助対象とならないのか。

A 3) 繙続性が認められるイベント等は補助対象とする。

ただし、イベント等の必要性や、その効果（KPI等）、効果の発展性を明確にすること。

Q 4) 対象外経費について、「人件費（臨時に雇用される者の賃金を除く）」とあるが、臨時とはどのような形態を指すのか。

A 4) 臨時に雇用される者とは、イベント前日の準備や当日の運営等を行うために必要とするアルバイト等を想定しており、継続的な雇用（常勤化しているもの）は補助対象とならない。

Q 5) 健康関連事業について、対象経費の制約はあるか。

A 5) 健康関連事業については、全額国庫を充当しており、次の経費については国庫の交付対象外となるため、対象経費に含めないよう留意いただきたい。

- ・工事請負費
- ・食糧費
- ・備品購入費及び消耗品費（汎用性が高く、かつ、1年以上にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるもの）
- ・個人給付と認められる経費（参加者への記念品代、お土産代及び賞品代並びに打ち上げ等の飲食代（弁当代、酒代）等）

Q 6) 広域連携・共創事業において、方部や地域をまたいで連携する事は可能か。

A 6) 可能。

広域連携を進めることによる効果的かつ効率的な事業実施体制の模索や、方部の枠組みを超えた先駆的かつチャレンジングな事業展開など、市町村単独では実施が難しいまたは難しくなってきた取組を支援することを目的としている。

Q 7) 広域連携・共創事業に2団体の連携で申請することは可能か。

A 7) 広域連携・共創事業では、3団体以上の連携を想定していることから、2団体での申請は不可とする。

Q 8) 広域連携・共創事業における多様な主体とは。

A 8) 地方創生2.Oにおける「産官学金労言士」のこと。ただし「官」は、福島県外の市町村に限る。

産：地元企業、商工会、農林水産業、NPOなど

官：福島県外の市町村

学：大学等の教育・研究機関、高校・高専、小・中学校など

金：地銀、信金、農協、郵貯、保証協会、証券会社など

労：労働者、労働組合、副業人材など

言：新聞、テレビ、雑誌、その他の報道機関など

士：士業（弁護士、中小企業診断士、税理士等の専門家）など

Q 9) 広域連携・共創事業における多様な主体との共創とは、どの程度事業に関与することを想定しているのか。

A 9) 地域の多様な主体の具体的な意見を踏まえた事業の構築や、アドバイザーや講師、委託先として連携するなど、様々な関わり方を想定している。

ただし、実施主体は複数市町村の連携体（複数市町村のみで構成する協議会、広域連合及び一部事務組合）としており、構成員として規約等に明記している場合については、補助対象外となるため留意いただきたい。